

「港区環境基本計画」の策定について

港区環境基本計画は、SDGsの達成に向けて環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、関連する環境施策を総合化し、計画的に推進を図るため、港区環境基本条例に基づき、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間として策定し、中間年度である令和5（2023）年度に後期3年度分を改定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済に大きな影響を与え、人間の活動による気候変動、資源の大量消費、生物多様性の損失等の危機によって、持続可能性が危ぶまれていることへの認識が広がっています。

近年、国際社会では化石燃料からの脱却や再生可能エネルギーの大幅拡大、自然環境保全に向けたGBFの実行、循環経済への転換など、脱炭素・生物多様性・資源循環の各分野で大きな政策転換が進んでおり、2030年目標達成に向けた国際的な取組が一層加速しています。

この度、計画期間の最終年度を迎えるに当たり、計画改定時以降の社会経済情勢や環境をめぐる変化を適切に踏まえ、より時代に即した環境施策を展開するとともに、関連する各計画の施策を一体的に推進するため、新たな環境基本計画を策定します。

1 環境行政を取り巻く状況

港区環境基本計画を改定した令和5（2023）年以降、国際的な動向を踏まえ、我が国においても、関連する計画や施策の内容を見直し、より実効性の高いものへと強化してきました。

令和7（2025）年2月、政府は「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035年度▲60%、2040年度▲73%（2013年度比）の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再エネなどの脱炭素効果の高い電源の最大限の活用や、産業・運輸・家庭部門の対策強化、地方創生に資する地域脱炭素の加速等の活用を示されています。

「気候変動適応計画」は令和3（2021）年閣議決定後、令和5（2023）年5月30日に、熱中症対策実行計画の追加等の一部変更が行われました。

また、COP15で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、国は「生物多様性国家戦略 2023–2030」を策定し、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略を定めました。加えて令和6（2025）年4月施行の「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」は、自然共生サイトの法制化にも関わる枠組みで、企業・団体等の増進活動計画の認定や、連携増進活動の促進等を位置づけ、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しています。

循環型社会の分野では、「循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月2日閣議決定され、第6次環境基本計画に地域循環共生圏の構築として、地域の資源を地域内で循環させる仕組みづくりを推進していくことや、プラスチック資源循環促進法に基づく発生抑制、再使用、分別回収の強化により、2040年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」を目指すことが示されました。あわせて、資源有効利用促進法の改正により、再生資源の利用義務化やサーキュラーエコノミーコマースの促進が盛り込まれるなど、関連法制度の整備・見直しが進み、

再資源化の量と質の双方の向上を図る取組が進展しています。

東京都は「2030年カーボンハーフ」（2000年比▲50%）の実現を進めるとともに、令和6（2025）年に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035年▲60%（2000年比）などの新たな目標を掲げて施策を加速しています。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、令和6（2025）年4月1日から一定の新築住宅等に太陽光発電設備等の設置や省エネ性能確保を求める制度が施行されました。これは、大手住宅供給者等を対象とする全国初の制度であり、屋根のポテンシャル活用を進めています。

生物多様性施策についても、外来種対策、重要野生生物の保全方針策定、自然環境デジタルミュージアム構想の検討など、東京都生物多様性地域戦略のもとで強化が進められており、令和6年には東京都生物多様性推進センターを開設し、地域における保全活動の支援や普及啓発を拡充しつつ、都内の保全地域の管理やエコロジカルネットワーク形成を推進されています。

区内では、令和5年11月開業の麻布台ヒルズが約24,000㎡の緑地を整備し、「Green & Wellness」人々が自然と調和しながら、心身ともに健康で豊かに生きることを目指すとする都市像を掲げているほか、令和6年3月開業のTAKANAWA GATEWAY CITYは、街区で使用するエネルギー全体でCO₂排出量「実質ゼロ」を目指し、水素利活用や、廃棄物を「資源」として利活用するサーキュラーエコノミーに取り組むなど、大規模な民間開発での環境配慮も進んでいます。

区は、このような情勢のもと、今後、少子高齢化の深刻化や国際競争力の低下など、これまで以上に厳しい時代が想定される状況下にあっても、区の進むべき未来への確かな道筋を示すため、港区基本構想、港区基本計画、港区実施計画を統合した新たな総合計画「MINATOビジョン」の策定を目指しています。

環境分野においては、港区環境基本計画のもと、脱炭素化や資源循環、生物多様性の保全などの環境施策を総合的に推進し建物由来の排出が多い区の特性を踏まえた温室効果ガス削減、水辺や緑地の保全と再生、3Rの推進、生活環境の向上など、地域の多様な主体と連携しながら持続可能な都市環境の実現に向けた取組を実行してきました。

最新の国・都の政策や区内開発の先進事例、新たな総合計画「MINATOビジョン」と整合性を測りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から対策を進めることが必要です。

2 策定の基本的方向性

環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、次の方向性に沿って策定を進めます。

（1）現行の港区環境基本計画の成果と課題を踏まえた取組の見直し

区では、環境分野における総合的・横断的な施策を効果的に推進するため、以下の個別計画を環境基本計画の中に位置づけ、一体的な計画として運用しています。

港区地球温暖化対策地域推進計画

港区環境率先実行計画

港区気候変動適応計画
港区生物多様性地域戦略
港区環境教育等行動計画

これらを含む現行計画期間における成果と課題を整理し、各分野において必要な見直しを行うとともに、新たな目標を設定し、確実に達成できるよう計画を再構築します。

(2) 区に関連計画との整合

令和8(2026)年度中に策定予定の上位計画「MINATOビジョン」及び「港区低炭素まちづくり計画」、「港区緑と水の総合計画」、「港区一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画との整合性を確保し、計画間の連携を強化し、区の計画における一体的な推進を図ります。

(3) 近年の環境情勢等を踏まえた目標、施策の推進

現行計画では、SDGsの理念のもと、環境・社会・経済の課題を統合的に解決し、持続可能な成長につなげることを重視しています。本策定においてもその方針を継続しつつ、以下の最新動向を踏まえて、実効性の高い目標と施策を検討します。

- ・気候変動適応計画の一部改定（熱中症対策等）
- ・最新の温室効果ガス排出動向
- ・令和7年度実施の港区環境基本計画策定にかかる基礎調査結果
- ・国内外の急速な環境情勢の変化

これらの分析に基づき、必要な施策を強化・更新します。

(4) 国及び東京都等の動きの反映

国の「第六次環境基本計画」「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」、「生物多様性国家戦略2023-2030」、及び関連する各種の戦略・施策、また、東京都の新たな「環境基本計画」、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」など、国や東京都等の新たな環境施策を反映します。国及び東京都における計画等や最新の政策・制度改正を適切に計画へ反映します。

3 計画の基本的事項及び検討体制

(1) 計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合的な計画である「MINATOビジョン」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」、「港区一般廃棄物処理基本計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画には、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「港区地球温暖化対策地域推進計画」、「港区環境率先実行計画」、「港区気候変動適応計画」と、「港区生物多様性地域戦略」、「港区環境教育等行動計画」を含みます。さらに、区、区民及び事業者が、めざす環境像の実現に向けて積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」についても、本計画の中に位置付けています。

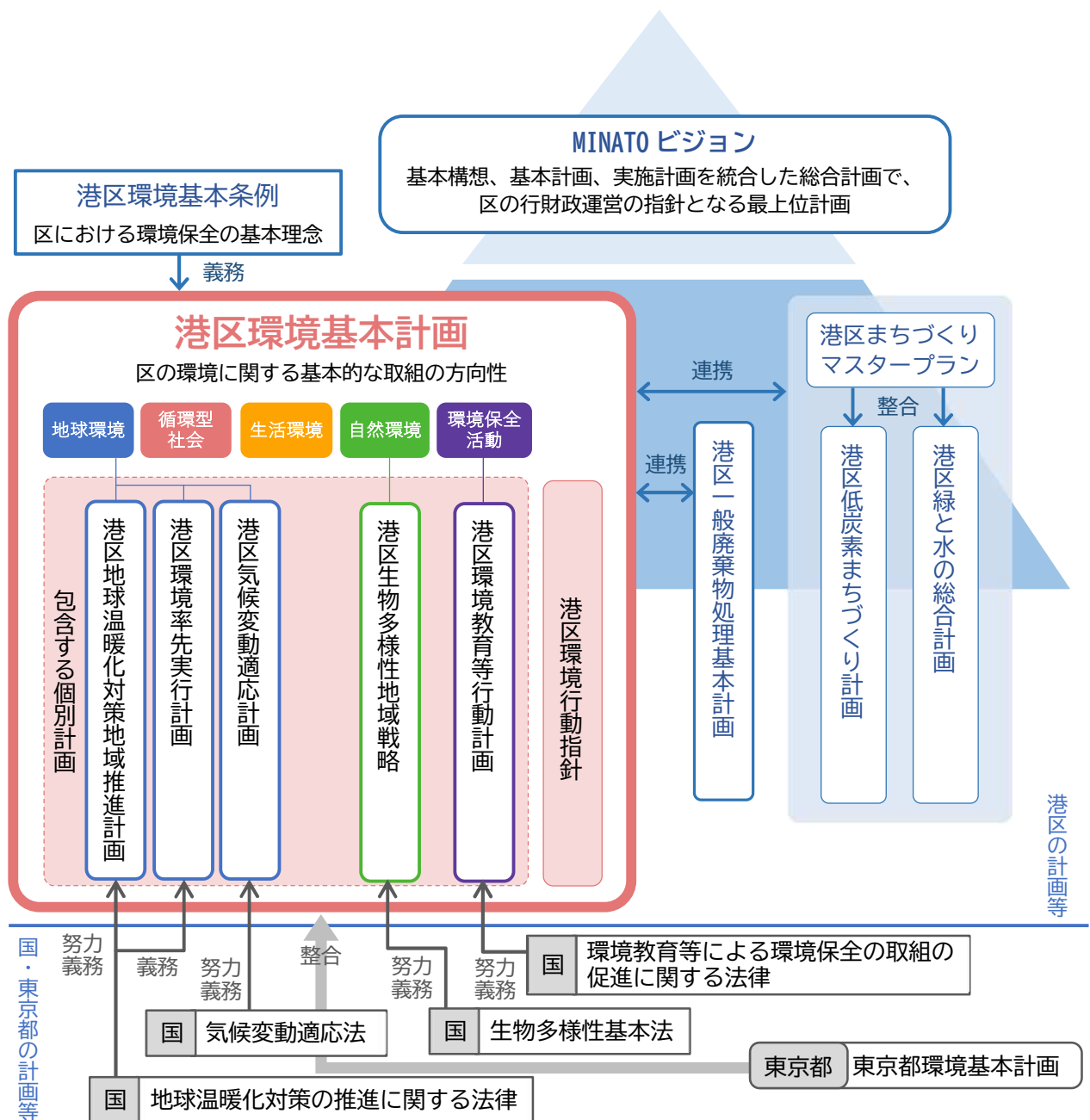


図 計画の位置付け

(2) 計画期間

上位計画である「MINATOビジョン」と整合を図り、計画期間は令和9（2027）年度から令和12（2030）年度の4年度間とします。

(3) 検討体制

次の体制により、港区環境基本計画の策定について検討を進めます。

①港区環境審議会への諮問

「港区環境審議会」は、港区環境基本条例第 20 条に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の付属機関として設置するもので、学識経験者、区民、事業者及び区議会議員により構成します。

港区環境基本計画の策定に向け、今後の港区の環境施策に関して様々な視点から幅広い御意見をいただくため、港区環境基本条例に基づき「港区環境審議会」に計画策定に係る基本的な考え方について諮問し、答申をいただきます。

なお、港区環境基本計画は環境分野の 5 つの個別計画を包含する総合的な計画ですが、各計画は相互に関連しており、一体で推進していく必要があることから、港区環境審議会全体で総合的に検討します。

②庁内検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる部局で構成する「港区環境調整委員会」等において、港区環境基本計画の内容について検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

計画策定に区民・事業者等の意見を幅広く取り入れるため、令和 7（2025）年度に実施した港区環境基本計画基礎調査の各アンケート調査結果、MINATO ビジョン策定に向けた「みなとタウンフォーラム第 4 グループ（環境・リサイクル分野）」や地区版基本計画策定に向けた区民参画組織からの提言を十分に踏まえるとともに、区民等から広く意見を聴くため、区民意見募集及び説明会を実施します。

(5) 計画書の作成

総合計画としての体系性と可読性（色分け、図表・グラフの効果的活用）を重視します。

4 スケジュール（予定）※港区一般廃棄物処理基本計画と同様

★…港区環境審議会関連事項

令和 8 年	5 月～7 月	港区環境審議会による審議（3 回予定） ★
	8 月	港区環境審議会から答申 ★会長のみ
	1 1 月	港区環境基本計画及び港区一般廃棄物処理基本計画素案確定
	1 2 月～1 月	港区環境審議会へ報告 ★ 港区議会へ報告 区民意見募集及び説明会の実施
令和 9 年	2 月～3 月	港区環境基本計画及び港区一般廃棄物処理基本計画確定 港区環境審議会へ報告 ★